

「太宰府市場」掲載規約

第1条（主旨）

この規約は、太宰府市商工会（以下「商工会」という）に設置されたインターネットWebサイト「太宰府市場」（以下「市場」という）内において、各種サービスを利用者に提供するため、商工会と掲載者との契約関係（以下「本規約」という）について定めるものとする。

第2条（定義）

本規約における用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

- (1) 「市場」とは、商工会がインターネットのWebサイト上において各種サービスを提供するために必要な機能を持った、システム全体（ハードウェア及びソフトウェアを含む）をいう。
- (2) 「利用者」とは、「市場」にアクセスし、掲載店で各種サービスの提供を受ける、法人又は個人をいう。
- (3) 「各種サービス」とは、掲載者が利用者に提供する「物品（商品、製品、サービス）」をいう。

第3条（本規約の対象）

商工会が掲載者に提供する「市場」の機能は、次の通りとする。

- (1) 利用者が容易に希望する各種サービスを見つけることができる検索機能
- (2) 掲載者の情報を更新するための情報更新機能
- (3) 新着情報・プレゼントコーナーへの情報掲載のための情報発信機能

第4条（掲載申込）

「市場」掲載契約（以下「本契約」という）の申し込みは、商工会より送付する所定の申込書に必要事項を記入の上、商工会宛てに提出することにより行う。

第5条（掲載契約の成立・更新・終了）

「市場」掲載契約は、前条の申し込みに対して商工会が承諾したときに成立するものとする。

- 2 市場の掲載契約の期間は、契約が成立した月から六ヶ月間若しくは一年間とし、以降商工会からの請求に基づき掲載料を納入することにより六ヶ月間若しくは一年間更新する。
- 3 市場の掲載契約は、前項の請求に対する掲載料の納入がないとき及び掲載者からの申し出があったときに終了する。
- 4 前2項は、第20条に定める解除に該当した場合は適用しない。

第6条（申込の拒絶）

掲載申込があっても次の各号のいずれかに該当する場合は申込を拒絶するものとする

- (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
- (2) 申込者が掲載料金等の支払を怠る恐れがあることが明らかなとき。
- (3) 商工会の業務遂行上、または技術上著しく困難があるとき。

第7条（提供する各種サービス）

掲載者が「市場」に掲載するにあたって、掲載者は次の事項を保証するものとする。

- (1) 掲載者が提供する予定の各種サービスは、商工会が承認したものに限定すること。
- (2) インターネット上で提供した各種サービスは、掲載者の責任において完結すること。

2 掲載者は次の各号のいずれかに該当するものを除くほか、本契約に従って、各種サービスを利用者に提供できるものとする。

- (1) 違法であるもの。
- (2) 犯罪行為を惹起する恐れがあるもの。
- (3) 生命又は身体に危険を及ぼす恐れがあるもの。
- (4) 猥褻性のあるもの又は嫌悪感をおぼえさせるもの。
- (5) 射幸心をあおるもの。
- (6) 事実誤認を生じさせるもの又は虚偽であるもの。
- (7) 掲載者、利用者その他第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等知的財産権を侵害するもの。
- (8) 掲載者、利用者その他第三者の財産又はプライバシーを侵害するもの。
- (9) その他公序良俗に反するもの及び利用者に提供する各種サービスとして不適當であると商工会が判断したもの。

第8条（「市場」の使用）

利用者は、「市場」を本契約の目的の範囲内でかつ本契約に違反しない範囲で使用することができるものとする。

2 利用者は、別途商工会から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等の利用もしくは使用を許諾してはならず、また、それらの権利を第三者に対し、譲渡、担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

3 商工会は、第1項の場合を除き、商工会が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、掲載者に許諾するものではない。

第9条（掲載者の義務）

掲載者は、本契約を理解しこれらを遵守しなければならない、利用者を欺いてこれら利用者の利益を害することがあってはならないものとする。

2 掲載者は本契約に基づく取引によって知り得た利用者に関する情報を、利用者への

サービスの提供以外への目的のために利用してはならないものとする。

- 3 掲載者は、「市場」内において事業活動を行うに際し、商工会の指示に従い掲載内容の事業の主体が掲載者である旨を明確にし、商工会の名称を表示するなど当該事業に商工会が関わっていると第三者が誤解する恐れのある表示を一切行ってはならないものとする。
- 4 掲載者は、サイト全体の信用度の維持向上のため、注文や電子メールの確認を怠らず、それらに対して丁寧かつ速やかに対応しなければならないものとする。

第 10 条（禁止事項）

掲載者は、「市場」を利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。

- (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為。
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為。
 - (3) 商工会又は第三者（含む利用者。以下同じ）の意匠権等知的財産権を侵害し又は侵害する恐れのある行為。
 - (4) 商工会又は第三者を誹謗・中傷し名誉を傷つけるような行為。
 - (5) 商工会又は第三者の財産、プライバシーを侵害し又は侵害する恐れのある行為。
 - (6) 本契約の他の規定に反する行為。
 - (7) 次の法令に違反し又は違反する恐れのある行為。
 - ① 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
 - ② 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
 - ③ 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
 - ④ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）
 - ⑤ その他各商品に応じた許認可に係る事項
 - (8) その他法令に違反し又は違反する恐れのある行為。
- 2 商工会は掲載者が前項各号に該当する行為を行っているか、又は当該行為を行う恐れがあると判断した場合は、掲載者に事前の通知をすることなく、「市場」内に掲載されているコンテンツ全てもしくは一部を排除し、各種サービス全てもしくは一部の提供を停止できるものとする。

第 11 条（「市場」運営者の義務）

商工会は、「市場」を本契約の各条項の定めに従い、掲載者の使用に供するものとする。

- 2 商工会は、次の各号の何れかに該当する場合には、掲載者に事前に通知することなく、一時的に「市場」使用の一部又は全部を中断・変更することができるものとする。
 - (1) 「市場」の保守点検を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等により「市場」の運営ができなくなった場合。
 - (3) 天災地変などにより「市場」の運営ができなくなった場合。
 - (4) その他、商工会が一時的な中断を必要と判断した場合。

第 12 条（責任・保証）

掲載者は、「市場」において各種サービスを利用者に対し提供した場合、掲載者の責任で各種サービスを提供し、料金を回収するとともに、コンテンツの内容全体についても責任を負うものとする。

- 2 掲載者が利用者に提供する各種サービスの品質については、すべて掲載者が責任を負うものとする。
- 3 掲載者は、利用者に提供した各種サービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等、商工会にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせてはならないものとする。
- 4 掲載者は、各種サービス提供に関し、利用者から掲載者又は商工会にクレームがあった場合、もしくは掲載者と利用者との間で紛争が生じた場合は、全て自己の責任により誠実に、かつ遅滞なく解決を図り商工会には一切の負担、迷惑をかけないものとし、商工会が損害を被った場合、商工会に補償するものとする。

第 14 条（掲載者と利用者の関係）

掲載者は、利用者に対して提供した各種サービスの品質不良、瑕疵、数量不足その他販売した商品又はサービスに関し、利用者からクレームを受け、又は利用者との紛争が生じた場合、直ちに商工会に対し、その旨通知し、当該クレームについては、遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとする。そのクレーム紛争の内容により、商工会各種サービスの変更、販売方法等についての改善の申し入れを受けたときは、掲載者は速やかにこれらの改善を行うものとする。

- 2 掲載者は、前項のクレーム、紛争に際して利用者から各種サービスの返品の手続きがあった場合には、速やかに適切な処置をとるものとする。

第 15 条（掲載料）

掲載者は、商工会の「市場」に掲載するにあたり、別表の利用料金を支払うものとする。

- 2 掲載者・商工会間の契約が「市場」公開後に解除された場合、その理由の如何を問わず、掲載者は所定の費用を商工会に支払うものとし、既に支払い済みの費用については返還請求を行わないものとする。

第 16 条（権利譲渡の禁止）

掲載者及び商工会は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、その地位又は商工会に対する個々の債権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第 17 条（秘密保持）

掲載者及び商工会は、本契約に関連し相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。

- 2 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報。
- (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの要求その他法令に基づき開示を要求される情報。

3 本条の効力は、契約終了後も存続するものとする。

第 18 条（賠償責任）

掲載者は、本契約に違反することにより、又、コンテンツを「市場」に登録、更新、削除等を行うことに関して、商工会に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

2 掲載者は、本契約に違反することにより、又はコンテンツを「市場」に登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、掲載者の責任で解決するものとし、商工会に損害を与えないものとする。万一商工会に損害が発生した場合は、掲載者がこれを補償する。

3 商工会は、「市場」の変更、中止、中断及びコンテンツを「市場」に登録、更新、削除等を行うことに関して、掲載者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

第 19 条（解除）

商工会は、次の各号の一に該当する場合、何等の催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、破産もしくは競売等の申し立てを受け、又は自ら整理開始、もしくは破産等の申し立てをしたとき。
- (2) 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- (3) 全 2 号の他、その財産状態が悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じた時。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (5) その他掲載者として不相当と商工会が判断したとき。

第 20 条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じた場合、掲載者商工会は誠意をもって協議し、解決するものとする。

付 則

この規約は平成 21 年 8 月 1 日より施行する。

別 表 (I)

「太宰府市場」掲載料金

(1) 掲載料金

6ヶ月間 12,000円 1年間 20,000円

(掲載内容の変更は毎月1回まで無料、それ以上については1回につき1,000円とする。)

- ① 原則として途中解約の場合でも返金はしない。
- ② 支払い方法は前納として太宰府市商工会の請求に基づき支払う。
- ③ 契約期間は掲載契約を終了した翌月から翌年の応答月までとする。

(2) 制作初期費用 2,000円

太宰府市場に掲載するコンテンツ(所定内容)制作費用として徴収する。

- ① 掲載申込書のフォーマット内容にて制作する。
- ② 掲載写真は10点以内とし、写真データをCDRにて添付する。

所定外制作費用 下表

- ① 上記所定内容以外にて制作する場合は、

項 目	日数	価 格	備 考
掲載取材費(文書作成・デジ カメ撮影)	半日	5,000円	文書作成・デジカメ撮影希望 の方のみ
	終日	10,000円	

※その他実費にて相談に応じます。